

関係所属長 殿

和歌山県警察本部長

身元不明迷い人台帳の閲覧に関する運用要領について（普通）

身元不明迷い人台帳については、「身元不明迷い人台帳の閲覧に関する運用要領について（普通）」（令和元年11月6日付け生企第1388号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、生活安全部人身安全対策課（以下「人身安全対策課」という。）の新設に伴い、下記のとおり改定し、令和4年4月1日から運用するので遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 身元不明迷い人台帳

身元不明迷い人台帳とは、生活の本拠を離れ、その身元が明らかでない者（以下「迷い人」という。）のうち、市町村、現に迷い人を監護している施設又は迷い人の後見人（以下「市町村等」という。）による身元調査の実施後も身元が判明しない者（以下「身元不明迷い人」という。）について、市町村等からの協力要請に基づき、身元不明迷い人の写真を添付した身元不明迷い人台帳（以下「台帳」という。）を各警察署に備え付け、行方不明者の届出人等の閲覧に供することにより、身元不明迷い人の早期の身元判明につなげるための台帳をいう。

2 受理要領

(1) 市町村等からの協力要請窓口

市町村等からの協力要請の窓口は、人身安全対策課とする。

(2) 協力要請があった場合の対応

人身安全対策課長は、県を経由して市町村等から協力要請があった場合は、市町村等による身元調査の進捗状況を聴取した上、台帳及び身元不明迷い人台帳備付け協力要請書を受理するものとし、県下各警察署長に台帳の写し及び索引を、他の都道府県警察主管所属長には台帳の写しを送付するものとする。

(3) 他府県警察主管所属長からの送付

人身安全対策課長は他の都道府県警察主管所属長から台帳の送付を受けた場合は、上記(2)と同様に県下各警察署長に送付するものとする。

3 台帳の保管及び閲覧

(1) 台帳の保管

警察署長は、身元不明迷い人台帳綴を作成し、人身安全対策課から送付を受けた台帳の写しと索引を編纂して生活安全担当課において保管させるものとする。

## (2) 台帳の閲覧

台帳の閲覧対象は行方不明届の届出人及びその家族等又は届出を提出しようとしている者とし、執務時間内外を問わず閲覧させ、その際は必ず警察職員が立ち会うこと。

また、閲覧前には、閲覧者に対し、「身元不明迷い人台帳を閲覧されるみなさまへ」を用いた説明を必ず行うこと。

## 4 身元が判明する可能性がある場合の措置

警察署において行方不明者の届出人等に台帳を閲覧させた結果、身元不明迷い人の身元が判明する可能性がある場合には、当該警察署長から人身安全対策課長にその旨を電話で連絡するものとし、人身安全対策課長は閲覧者が身元不明迷い人に対する確認作業を容易にできるよう関係機関との調整を行うものとする。

## 5 閲覧の対象からの除外

人身安全対策課長は、身元不明迷い人の身元が判明した等の理由により、市町村等又は他の都道府県警察主管所属長から協力要請の解除の申し出を受けた場合は、県下各警察署長に当該身元不明迷い人台帳を閲覧の対象から除外した索引を送付することとし、送付を受けた県下各警察署長は当該身元不明迷い人の台帳を閲覧の対象から削除するものとする。

また、他の都道府県警察主管所属長にはその旨を連絡するものとする。

## 6 使用する各種様式

- (1) 身元不明迷い人台帳（別添1）
- (2) 身元不明迷い人台帳備付け協力要請書（別添2）
- (3) 索引（別添3）
- (4) 「身元不明迷い人台帳を閲覧されるみなさまへ」（別添4）

（別添省略）